

山口市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内産木材の利用を促進し、森林資源の循環を図り、もって、森林の持つ公益的かつ多面的機能の維持改善を図ること及び木材需要の大半を占める民間住宅分野の消費喚起を目的に、山口市内において生産された木材を使用した住宅を建築した者に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「市内産木材」とは、山口市内の山林で生産された木材をいう。
- (2) 「建築主」とは、住宅の建築を注文する者をいう。
- (3) 「住宅」とは、市内産木材を使用し、建築主自らが居住の用に供する目的で新築若しくは全部改築された居住用の戸建て住宅で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条1項に基づく申請及び同法第15条第1項に基づく届け出を行い適法に建築された建築物をいう。
- (4) 「補助事業者」とは、山口市内に本店を置く工務店等（個人にあつては市内に住所を置く者。）であつて、建築主と直接契約を締結し住宅建築を施工する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、以下の要件の全てに該当する事業とする。

- (1) 補助事業者が建築する住宅で、建築場所が山口市内であること。
- (2) 使用する市内産木材の産地に関する証明が可能であること。
- (3) 山口県が実施する「やまぐち木の家づくり推進事業」（以下「県事業」という。）において、当該年度に補助金の額の確定を通知されていること。
- (4) 当該年度末までに事業を完了すること。

(補助金交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、以下の要件を全て満たす建築主とする。

- (1) 建築主自らが当該住宅に居住すること。
- (2) 建築主の住民票に記載される住所は、住宅が建築された場所に置くこと。
- (3) 市税の滞納が無いこと。
- (4) 使用する木材の産地となる山林及び立木が、建築主の所有でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅の建築に係る市内産木材の使用量に1立方メートル当たり2万円を乗じて得た額以内の額とし、25万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする建築主は、県事業による額の確定を通知された後、山口市市内産木材利用促進事業・補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 木材使用明細書(別記第2号様式)又は当該明細書と同様の事項を記載した書類

(2) 県事業の額の確定通知書及び県事業申請時の以下の添付書類の写し

ア 建築確認済証又は建築工事届出書(申請時に届出義務のない建築を除く。)

イ 設計図(平面図)

ウ 住宅建築箇所を表示した位置図

(3) 確約書(別記第3号様式)

(4) 補助事業者との契約書の写し

(5) 市税の滞納の無いことの証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは山口市市内産木材利用促進事業交付決定通知書(別記第4号様式)により当該申請者へ交付決定を通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた建築主は、山口市市内産木材利用促進事業・補助金請求書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(1) 事業実績報告書(別記第6号様式)

(2) 移転後の住民票(住民票の異動が無い場合を除く。)又は誓約書(別記第7号様式)

(3) 市内産木材使用証明書(別記第8号様式)又は同様の事項を証明した書類

(4) 当該事業の市内産木材を使用する工程の完了した状態の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は前項の規定による請求を受けた日から30日以内に請求者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者が
あると認めるときは、当該補助金を返還させることができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が
別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和6年4月1日から施行する。